

NO.	カテゴリー	質問 (Q)	回答 (A)
1	補助対象要件	1社で複数のプロジェクトを申請することは可能か。	申請可能です。
2	補助対象要件	日本に既に株式会社を持つ外資系企業が、日本企業又は大学と共同で実証研究を行う場合又は二次投資を行う場合は補助対象となるのか。	補助対象となります。
3	補助対象要件	応募する外国企業やパートナー企業が、国(特殊法人等を含む)が助成する他の制度・補助金などを受けている／申請している場合、重複して本補助金を申請することができるのか。	原則、同一プロジェクトに対して二重で補助金を受給することはできません。
4	補助対象要件	応募資格について、企業規模等の制限はあるのか。	企業規模等の制限はありません。ただし、企業の財務諸表や決算報告書の提出により、企業の財務状況や適格性を審査します。
5	補助対象要件	日本企業・大学等と連携したプロジェクトが対象とのことだが、何を以て「提携先」とみなすのか。	共に研究を行うのであれば「提携先」とみなされますが、単に業務を請け負う外注先である場合は「提携先」とはみなされません。
6	補助対象要件	業務提携先の会社の規模に制限はあるのか。	業務提携先の会社の規模については問いませんが、中小企業との連携がより望ましいと考えています。
7	補助対象要件	業務提携の「見込み」が確定しなければならないタイミングはあるのか。	原則、採択後、交付申請時点までに提携先を決定してください。
8	補助対象要件	共同申請は可能か。	単独申請のみ可能です。
9	補助対象要件	再生医療分野とIoT分野の定義はあるのか。	以下のとおりです。(ご不明な点については、ご相談ください。) <再生医療分野とは> 培養その他の加工を施した人又は動物の細胞を用いて、身体の構造又は機能の再建、修復、形成、疾病の治療又は予防等やそれらの研究を実施或いはサポートする技術、製品又はサービスを指す。具体的には再生医療等製品、関連する機器・消耗品等及び創薬研究用細胞等を含む。 <IoT分野とは> 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す技術、製品又はサービスを指す。ビッグデータ、人工知能等を活用するものを含む。
10	補助対象要件	拠点を設立する場所は日本国内でなくてはならないのか。	日本国内での拠点設立のみが補助対象となります。
11	補助対象要件	日本で事業化することが最終目的となっていれば、一部の研究を海外で実施することは認められるか。	日本国内での研究のみが補助対象となります。
12	補助対象経費	海外で発生する費用(例：海外で資料翻訳する場合等)は、本補助金の交付対象となるのか。	補助対象となります。ただし、補助金は日本円での交付のみなので、支出日のレート表等を確認して日本円に換算して申請してください。
13	補助対象経費	汎用性のある設備等の購入も補助対象となるのか。	一般的に備えておくべき家具等、汎用性の高い設備は補助対象外となります。
14	補助対象経費	将来的に設備投資は検討するものの、準備のためのオフィス設立費用も対象となるのか。	研究開発施設及び当該施設内に含まれる生産・営業・事務用施設は対象となりますが、準備のためのオフィスだけの設立費用は対象となりません。
15	補助対象経費	既に日本にある工場(研究開発拠点と製造拠点が併設)の追加投資(例：製造ラインの拡張等)は補助対象となるのか。	対象となりません。
16	補助対象経費	出張旅費に何らかの規程はあるか。	補助対象企業に出張旅費規程が存在すれば、その規程に基づき旅費を支払うことが可能です。当該企業が出張旅費の規程がない場合には、ジェトロの旅費規程により支払います。
17	補助対象経費	2017年2月3日までに事業が完了しない場合、それまでに完了している部分のみ補助金を受給することができるのか。	2017年2月3日までにプロジェクトを完了できると見込んで申請し、交付決定を受けているにも関わらず、事業が完了できない場合には、補助金の支払いはできません。
18	補助対象経費	自社の別部門内で製造している機材を購入する場合の経費は補助対象となるのか。	補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上します。
19	補助事業者の義務	応募書類に、プロジェクトの高付加価値性や波及効果を記載する欄があるが、実績報告書でもその点についての報告が必要となるか。また研究の結果、取得するに至った知的所有権(特許も含む)の詳細まで報告する必要はあるか。	実績報告書の他、適宜中間報告や、事業完了後に3年間提出いただく事業継続報告書等においても、応募時点で記載されていた高付加価値性や波及効果の状況・結果を報告していただきます。なお、原則として、知的所有権の詳細全ての報告を求めることはありませんが、報告書等の内容を確認し、補助金が適正に使用されていることを確認するために、質問をさせていただいたり、追加報告を求める場合があります。
20	提出書類	提携を示す契約書等の提出は必要か。	提携を示す契約書等の根拠の提出が望ましいですが、義務ではありません。応募時点では「見込み」でも応募は可能です。
21	提出書類	経費を記入する場合、どの程度の根拠が必要となるのか。詳細な見積もりが必要か。	応募書類に添付する経費根拠は、カタログの写しや見積書等を添付してください。

NO.	カテゴリー	質問 (Q)	回答 (A)
22	提出書類	申請時に「社印」「代表者印」を有していない外国企業は、様式1 右上方の欄の「印」にどのように対応すれば良いか。また、電子サインは認められるのか。	代表者によるボールペンでのサインでも可です。電子サインは認められません。
23	提出書類	人件費は、どのように算出すれば良いか。また根拠書類はどうすれば良いか。	人件費については、時間単価×作業時間数により計算していただきます。時間単価は、原則として、実績単価計算（時間単価＝（年間総支給額＋年間法定福利費）÷年間理論総労働時間）又は健保等級単価にて算出します。詳細は、以下URLの経済産業省「補助事業事務処理マニュアル」の10ページ以降をご参照ください。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_hojo_manual.pdf また、根拠につきましては、給与規程や、対象となる研究員等の年間の給与実績がわかる書類を提出してください（ただし、個人情報なので応募時点では不要です）。
24	提出書類	人件費単価には上限があるか。また、補助対象経費全体における人件費割合の上限はあるか。	人件費に根拠があれば、特に上限は定めていません。補助事業全体に占める人件費の割合についても定めていません。
25	提出書類	応募申請者が設立3年未満の場合、親会社の3年分の決算報告書を提出する必要があるが、親会社が日本法人の場合、その報告書でもよいのか。（外国企業である祖父会社の報告書でなくてもよいのか。）	問題ありません。
26	スケジュール	補助金の前払い・概算払いは可能か。	原則、事業完了後の精算払いとなります。
27	スケジュール	補助金が振り込まれるタイミングはいつか。	実績報告書の提出を受けて確定検査を実施し、補助金額が確定した後に支払います。最終の支払いは2017年3月末となります。
28	スケジュール	採択～交付申請までの期間の制限は設けていないのか。	特に設けていませんが、採択決定後、可及的速やかに交付申請をしてください。交付申請が遅くなると、事業期間が短くなり、結果的に事業が完了できないことがあります。
29	審査・採択	不採択の場合は、その理由を企業に開示できるのか。	通知・開示はしません。
30	審査・採択	採択された社名を公表することだが、匿名にできるか。	原則、採択結果は公表します。
31	審査・採択	不採択となった後、2回目も応募できるのか。	プロジェクト内容を再考の上、同じ企業からの再応募は可能です。
32	審査・採択	不採択となる場合、応募書類は返却してもらえるか。	返却はできません。ジェトロにてシュレッダー処分いたします。
33	審査・採択	審査委員はどのような方々か。	審査員の情報を開示することはできません。関連分野の専門家等を予定しています。
34	審査・採択	審査項目のなかに、「国内企業の海外展開促進の有無」があるが、業務提携先の国内企業が海外展開することを指しているのか。また、海外展開とは、サービスや製品を売ることを指しているのか。あるいは海外進出することを指しているのか。	同審査項目では、業務提携先の国内企業が海外展開できるかを見ています。また、海外展開とは、サービスや製品の輸出と海外進出のどちらも含まれます。
35	審査・採択	採択件数や金額の上限はあるか。	採択件数に上限は設けていません。金額の上限については、F/S調査のみ、1件あたりの上限を1000万円としています。拠点設立及び実証研究費に関する上限は設けていません。
36	審査・採択	10億円の交付先が決定し、公募終了する場合、どのように告知するのか。	ウェブサイトにて公表する予定です。
37	その他	本補助金事業応募に関して、外国企業と日本の企業とのマッチングの機会を設けてもらえるか。	本補助金のためのマッチングの機会を用意していませんが、ジェトロの様々なサービスでご相談にのることが可能です。対日投資部の外資系企業支援課または最寄りのジェトロ事務所にご相談ください。
38	その他	秘密保持契約を事業主とジェトロとの間で結ぶことは可能か。	ジェトロは国の機関ですので、その職務の特性上秘密の保持が必要とされるため、法律によって守秘義務が課されています。正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らした場合、法律に基づいて処罰の対象となります。そのため、秘密保持契約を結ぶことはしません。
39	その他	成果物の権利はどのようになるか。	成果物の権利は補助事業者に属します。しかし、補助金で購入した財産は交付規程に則って管理していただく必要があります。事業終了後、その財産が不要となり、処分する場合は、所定の手続きを行い、補助金の一部又は全額を返納していただくこととなります。また、目的外利用をされていると認められる場合も、補助金の一部又は全額を返納していただくこととなります。